

令和4年度神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ 【新入生対象一部前倒し給付（6月申請分）】

- ・神奈川県では、私立高校生等の保護者の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・通常申請の奨学給付金は7月から受付を開始し、1年分を一括給付しますが、令和4年度新入生のうち、希望される方は4月～6月分（年額の4分の1）を前倒しで受給することができます。
- ・7月以降受付を開始する通常申請でお申込みいただく場合は、1年分を一括給付します。
- ・7月～翌年3月分も受給を希望される場合は、後日（7月以降）別途申請が必要になります。
- ・当制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。

※保護者…保護者とは、原則親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県又は学校にお問い合わせください。

一部前倒し給付希望者対象です。
給付金（年額）受給するには2回
申請が必要です。

給付を受けることができる方

生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

- (1) 令和4年4月1日現在、保護者が神奈川県内に居住していること
※保護者等の住所が…
 - ・神奈川県外にある場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。
 - ・海外在住の場合は、支給対象外となります。
- (2) 令和4年4月1日現在、生徒が新入生として次の①～⑥のいずれかの学校に在学していること
 - ① 私立高等学校（全日制、定時制、通信制、専攻科のうち大学への編入学基準を満たす過程または国家資格者養成課程を有するもの）
 - ② 私立中等教育学校後期課程
 - ③ 私立高等専門学校（第1～3学年）
 - ④ 私立専修学校高等課程
 - ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
 - ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格養成施設の指定を受けている学校）

【ご注意ください！】

- 生徒が次のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の**対象外**です。
- ・就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金、学び直し支援金の受給資格がない場合、かつ専攻科支援金の受給資格がない場合
 - ・特別支援学校の高等部または専攻科に在学する場合
 - ・生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に療育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

(3) 次のいずれかの世帯に該当すること

- ① 令和4年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯 ⇒ **3ページへ**
- ② 保護者全員の令和3年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税(0円)である世帯で、
- ・申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がない世帯 ⇒ **4ページへ**
 - ・申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 ⇒ **6ページへ**

申請期限・提出先

提出期限 **令和4年6月30日（木）まで**

提出先 **法人事務局（中学高等学校西校舎4F）**

- ・提出期限までに申請できない場合は、早期給付申請ではなく7月以降に募集します通常給付申請にて申し込みください。

支給時期

令和4年8月末頃を予定しています。

- ・ 令和4年6月30日（木）までに申請された場合の支給予定です。
期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。また期限後に申請された場合は、前倒し給付を行うことができませんので、ご注意ください。
- ・ 奨学給付金は、申請時に指定された口座に神奈川県から直接振り込まれます。
奨学給付金が振り込まれるまで、口座の名義変更や解約は絶対にしないでください。
- ・ 支給に先立ち、(不)支給決定通知書が神奈川県から送付されます。

問合せ先

法人事務局（中学高等学校西校舎4F）

〒231-8653

横浜市中区山手町88番地

電話番号 045-662-7037

生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方

令和4年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯で、高校生等がいる世帯の方が対象となります。

ただし、高校生等が児童養護施設（母子生活支援施設を除く。）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合、対象外となります。

4～6月分の給付は令和4年4月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認し、7月～翌年3月分の給付は令和4年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認します。

支給条件

- 令和4年4月1日現在、高校生等が
 - ・ 新入生であること。
 - ・ 高等学校等※に在学していること
 - ・ 高等学校等就学支援金、学び直し支援金の受給資格を有していること
- 授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がないこと
未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状を提出することが必要です。

※課程について

全日制・定時制・通信制に在籍生徒対象です。

専攻科に関しては生活保護の単価を設定していませんが、非課税世帯であれば、生活保護を受給者しているかどうかに関わらず給付対象とし、非課税世帯単価を適用します。（P4～7 参照）

支給額

- 高校生等1人あたり 4～6月相当額13,150円（年額52,600円×1/4）
※7～3月相当額の給付を希望する場合は、**7月以降に再度申請が必要です。**

提出書類

- ①（必須）高校生等奨学給付金受給申請書＜第1号様式の1＞
- ②（必須）振込先登録用紙＜第2号様式＞
 - ・ 振込口座番号が分かる通帳ページまたはカードのコピー貼付
- ③（必須）発行日が令和4年4月1日以降である次の書類のいずれか
 - ・ 生活保護（生業扶助）受給証明書の原本又はコピー
 - ・ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書＜第3号様式＞
- ④（該当者のみ）委任状（権限委譲用）※申請者、申請者以外の保護者または対象高校生等の口座以外を振込先口座として指定する場合
- ⑤（該当者のみ）委任状（未済用）※授業料以外の納付金に未済がある場合

都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯で、申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいない世帯

令和3年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯で、令和4年4月1日現在、高校生等がいる世帯の方が対象となります。

ただし、高校生等が児童養護施設（母子生活支援施設を除く。）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合、対象外となります。

4～6月分の給付は令和3年度の課税証明書により確認し、7月～翌年3月分は令和4年度の課税証明書により確認します。

支給条件

- 令和4年4月1日現在、高校生等が
 - ・ 新入生であること
 - ・ 高等学校等に在学していること
 - ・ 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、又は専攻科支援金の受給資格を有していること。
- 授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がないこと
未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状（未済用）を提出することが必要です。

支給額

- 全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等
1人あたり 4～6月相当額33,650円（年額134,600円×1/4）
 - 通信制・専攻科の高等学校等に通う高校生等
1人あたり 4～6月相当額13,025円（年額52,100円×1/4）
- ※ 7～3月相当額の給付を希望する場合は、7月以降に再度申請が必要です。

【ご注意ください！】

都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯であっても、生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方は、支給額が異なります。（専攻科は一律で52,100円です。）
申請書裏面に、「生業扶助を受けていないことの誓約」欄がありますので、忘れずにご署名をお願いします。

提出書類

- ①（必須）高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式の1）
- ②（必須）振込先登録用紙＜第2号様式＞
 - ・ 振込口座番号が分かる通帳ページまたはカードのコピー貼付

- ③ (必須) 保護者全員分の令和3年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税(0円)であることが確認できる次の書類のいずれか
- ・令和3年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書の原本又はコピー
 - ・令和3年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書の原本又はコピー
 - ・令和3年度 市町村民税・県民税 (非)課税証明書等の原本又はコピー
- ④ (必須) 対象となる高校生等の健康保険証等※のコピー
- ※ 健康保険証等とは、公的医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等)の保険証のことです。
- ※ **保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒塗りしてください。**
- ⑤ (該当者のみ) 委任状(権限委譲用) ※申請者、申請者以外の保護者または対象高校生等の口座以外を振込先口座として指定する場合
- ⑥ (該当者のみ) 委任状(未済用) ※授業料以外の納付金に未済がある場合

□□□□□□□□□□□□□□□□が□□□(0□)である□□で、
□□する□□□□□□□に、15□□□(□□□を□く。)□□23□□□の
□□□に□□されている□□□□が□□

令和3年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税(0円)である世帯で、令和4年4月1日現在、高校生等がいる世帯の方が対象となります。

ただし、高校生等が児童養護施設(母子生活支援施設を除く。)に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合、対象外となります。

4～6月分の給付は令和3年度の課税証明書により確認し、7月～翌年3月分は令和4年度の課税証明書により確認します。

□□□□

- 令和4年4月1日現在、高校生等が
 - ・ 新入生であること
 - ・ 高等学校等に在学していること
 - ・ 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、又は専攻科支援金の受給資格を有していること
- 授業料以外の納付金(P T A会費、生徒会費など)に未済がないこと
未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状(未済用)を提出することが必要です。

□ □ □

支給額の詳細については、「高校生等奨学給付金(一部前倒し給付)給付対象者及び給付額確認シートをご確認ください。

- 全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等
1人あたり 4～6月相当額33,650円(年額134,600円×1/4)
または 4～6月相当額38,000円(年額152,000円×1/4)
- 通信制・専攻科の高等学校等に通う高校生等
1人あたり 4～6月相当額13,025円(年額52,100円×1/4)

※7～3月相当額の給付を希望する場合は7月以降に再度申請が必要です。

【ご注意ください!】

- ・ 都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税(0円)である世帯であっても、生活保護(生業扶助)を受けている世帯の方は、支給額が異なります。(専攻科は一律で52,100円です)
申請書裏面に、「生業扶助を受けていないことの誓約」欄がありますので、忘れずにご署名をお願いします。

□ □ □ □

- ① (必須) 高校生等奨学給付金受給申請書<第1号様式の1>
 - ・ 申請書【2】扶養親族等の状況について 欄に**対象兄弟姉妹**を記載
- ② (必須) 振込先登録用紙<第2号様式>

- ・振込口座番号が分かる通帳ページまたはカードのコピー貼付
 - ③ (必須) 保護者全員分の令和3年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税(0円)であることが確認できる次の書類のいずれか
 - ・令和3年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書の原本又はコピー
 - ・令和3年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書の原本又はコピー
 - ・令和3年度 市町村民税・県民税 (非) 課税証明書等の原本又はコピー
 - ④ (必須) 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー
 - ※ 健康保険証等とは、公的医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合、船員保険等)の保険証のことです。
 - ※ **保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒塗りしてください。**
 - ⑤ (必須) 15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等のコピー
 - ※ **保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒塗りしてください。**
- 【ご注意ください!】**

令和4年度については、15歳以上(中学生を除く。)以上23歳未満については次のとおり取り扱います。

申請者に扶養されている兄弟姉妹(平成11年4月3日~平成19年4月2日生まれ)がいること

提出されない場合は、支給額が変更になることもあります。
- ⑥ (該当者のみ) 委任状(未済用) ※授業料以外の納付金に未済がある場合
 - ⑦ (該当者のみ) 委任状(権限委譲用) ※申請者、申請者以外の保護者または対象高校生等の口座以外を振込先口座として指定する場合